

令和5年1月24日

〒460-0002

名古屋市中区丸の内1丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル6階

弁護士法人住田法律事務所

有限会社ワンラブ代理人弁護士（ご担当） 菊池隆太 様

同 弁護士（ご担当） 小林 巧 様

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦市郎

（連絡先）〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F

事務局長 伊藤英樹

TEL 052-734-8107 FAX 052-734-8108

## 追加申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当団体の令和4年6月21日付申入れに対し、令和4年7月12日付ご回答をいただき、ありがとうございます。消費者保護に即した内容の改定がなされたことを確認いたしましたので、従前の申入れについては、これを以って一旦終了といたします。

しかし、貴社が使用している条項につき、別途検討いたしました結果、消費者契約法に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる記載がありました。

つきましては、別紙のとおり、申入れをいたしますので、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、令和5年2月24日までに、上記連絡先宛、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

また、本申入書の内容、本申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホー

ムページその他適宜の方法により公表することがありますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

「Love Love パック」と題する書面中「◆補償適用外（ライトコース及びロングサポート）」欄記載の条項について

### (1) 条項の内容（抄）

① 発覚から3日以内に連絡がなかった場合

### (2) 申入れの趣旨

本条項を削除してください。

### (3) 申入れの理由

消費者契約法10条は、「・・・法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定めています。

ペットの売買契約において、対象となった個体に一定の重篤な先天性疾患が存する場合、契約不適合責任が問題となります。そして、契約不適合責任にもとづく追完請求等の主張は、民法上、1年間行うことができます（民法566条本文）。

しかし、本条項は、契約不適合責任の範囲に含まれる事由についても、その責任に係る権利行使期間を3日間に大幅短縮するものです。

また、そもそも、病気による死亡や先天性疾患の存在という事実は、獣医の検査・診断等により客観的に明らかな事実ですので、発覚から3日間という極めて短期間に制限しなければならない合理的な理由（事業者にとっての必要性）は見いだせず、かつ、ペットの死亡や先天性疾患という消費者にとって極

めて精神的負担の大きい出来事から短期間で事業者に連絡することを求めることは酷というべきです。

したがって、本条項は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものといえますので、消費者契約法10条により無効となります。

以 上